

## 随意契約の結果

【令和3年4月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度（仮称）愛宕山周辺地区（F・G地区）市街地再開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 平也 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和3年4月1日	（公財）東京都スポーツ文化事業団 渋谷区千駄ヶ谷 1-2-9-9	5011005003759	166,573,000円	166,573,000円	100.0%	本業務は、愛宕山一丁目7他において、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査を行うものである。本業務を実施するにあたっては、法令（文化財保護法第94条第3項、文化財保護法施行令第5条）に基づく都道府県教育委員会との協議を行うことにより、契約相手を定めることとなっており、東京都教育委員会との協議の結果、当該法人を契約相手方とすることとなった。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該法人と随意契約を行ったものである。	-	公財	国所管	1者	

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役務  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。